



平成 24 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号：3041 東証マザーズ)
本社所在地 東京都墨田区横網一丁目 2 番 16 号
代表者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問 合 せ 先 取締役管理本部長 須 浪 薫
TEL (03) 5819-5670 (代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 12 日付「当社元代表取締役および当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社元代表取締役および当社元取締役を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成 24 年 2 月 29 日付にて、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

平成 24 年 2 月 29 日

(当社が判決書の送達を受けた日 平成 24 年 3 月 5 日)

2. 訴訟の概要

(1) 当社による訴訟の概要

- | | |
|------------|--|
| ①訴訟を提起した相手 | 当社元代表取締役 小田 敬史
当社元取締役 高山 浩司 |
| ②訴訟内容 | 損害賠償請求 |
| ③請求金額 | 2,027 万 2,001 円 およびこれに対する平成 22 年 1 月 26 日から支払い済みまで年 5%の割合による金員 |
| ④訴訟提起日 | 平成 22 年 1 月 11 日 |

(2) 小田氏による反訴の概要

- | | |
|-------|--|
| ①反訴内容 | 取締役報酬請求
名誉毀損による損害賠償請求と謝罪文の掲載請求 |
| ②請求金額 | 1,237 万 7,060 円 及び、うち取締役報酬請求 137 万 7,060 円に対する平成 21 年 11 月 1 日から支払済みまで年 6%、うち名誉毀損による損害賠償請求 1100 万円に対する平成 22 年 1 月 12 日から支払済みまで年 5%の割合による金員 |

(3) 高山氏による反訴の概要

- | | |
|-------|---|
| ①反訴内容 | 取締役報酬請求 |
| ②請求金額 | 101 万 3,328 円 及びこれに対する平成 21 年 11 月 1 日から支払い済みまで年 5%の割合による金員 |

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求は棄却する。
- (2) 原告は小田氏に対し、137万7,060円及びこれに対する平成21年11月1日から支払い済みまで年6%の割合による金員を支払え。
- (3) 小田氏による、名誉毀損による損害賠償請求と謝罪文の掲載請求は棄却する。
- (4) 原告は高山氏に対し、101万3,328円及びこれに対する平成21年11月1日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、原告と小田氏の間では、5分の3を原告の負担、原告と高山氏の間では全額を原告の負担とする。

4. 今後の見通し

当社の主張が認められず誠に遺憾であり、当社は当該判決に対して控訴する方針です。したがって、現時点において業績に与える影響は未定です。なお、本件に関して開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上